

# 広島市安佐自然体験交流センター

## 指定管理業務仕様書

令和8年7月1日

広島市

## 《 目 次 》

1 管理運営に関する基本的事項 .....	1
2 指定管理者が行う業務の範囲.....	2
3 施設の管理に関する基準.....	8
4 リスク分担.....	9
5 自主事業.....	9
6 職員配置、研修等.....	11
7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務.....	13
8 業務実施状況の確認・評価.....	14
9 協定の締結.....	14
10 その他 .....	14

別記 1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）

別記 2 個人情報取扱特記事項

別紙 1 広島市安佐自然体験交流センターの施設維持管理業務項目（年間）

別紙 2 指定管理者の業務実施状況の評価について

# 広島市安佐自然体験交流センター指定管理業務仕様書

## 1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市安佐自然体験交流センター（以下「自然体験交流センター」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに、広島市安佐自然体験交流センター条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 自然体験交流センターに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (10) 本市が定めた「青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画」を考慮した管理運営を行い、本計画に基づく本市の取組にも積極的に協力すること。

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 自然体験交流センターの事業の実施に関すること

指定管理者は、次の事業を実施する。

#### ア 野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会の提供

(ア) 豊かな自然環境の中での野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会を提供することにより、こども及び若者の心身の健全な育成を図るための事業を実施すること。

(イ) 小・中学校等の児童・生徒が野外活動で利用する場合においては、これまで青少年野外活動センター・こども村が実施してきた事業の趣旨及び内容（「資料19 令和8年度広島市青少年野外活動センター・こども村要覧」p.1「教育目標」参照）を踏まえ、以下の活動に係る活動プログラムを提供すること。※

##### a 野外観察、自然探求その他自然に親しませる学習活動

自然観察や野鳥観察等、自然に親しませるための事業を実施するとともに、自然環境を生かした普段できない体験の場を提供する。

##### b 体育、レクリエーション及び野外活動

オリエンテーリングやキャンプファイヤー等の野外活動に関する業務を行う。

##### c こども・若者の育成に当たる指導者の研修に関すること

野外活動の体験等を通して、子ども会等の指導者に対する研修を行う。

※ 提供メニューとして必ず設定しなければならない具体的な活動プログラム・・・クラフト（竹細工等）、オリエンテーリング、キャンプファイヤー、雨天時のプログラム（カプラ、モルック等）、野外炊飯、火おこし・薪割り体験、農業体験（植付け・収穫等）（このほか、新たに活動プログラムを拡充することも可能とする。なお、拡充する場合は事前に本市と協議すること。）

(ウ) その他野外活動、体験活動等で有効な事業を可能な範囲で提案し実施すること。

#### イ こども又は若者の心身の健全な育成に関する事業

(ア) 指定管理者は、これまで青少年野外活動センター・こども村が実施してきた事業（「資料19 令和8年度広島市青少年野外活動センター・こども村要覧」p.6～7「令和8年度主催事業計画」参照）を踏まえ、こども又は若者の心身の健全な育成に寄与する事業（主催事業）を実施すること。

(イ) その他こども又は若者の心身の健全な育成に有効な事業を可能な範囲で提案し実施すること。

#### ウ 市民の多様な交流等の促進に関する事業

(ア) こども又は若者だけでなく広島広域都市圏市町を含む市域外からの来訪者や地域住民など、市民の多様な交流を促進するために、施設内や敷地内における展示物等その他の地域資源を活用して地域の活性化に資する取組を適宜、企画・実施すること。（例：地域住民を講師として利用者との交流を図りながら実施する「豆腐作り体験」や施設を開放し、多くの利用者との交流を図る「オープンデー」等）。

(イ) その他市民の多様な交流等の促進に有効な事業を可能な範囲で提案し実施すること。

## エ その他市長が必要と認める事業

(ア) 指定管理者は、施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

- a 自然体験交流センターのホームページの更新
- b 施設案内パンフレットの作成・配布
- c 施設の利用方法等を記載した「利用の手引き」の作成・配布
- d 広報紙や事業PR用のチラシの作成・配布
- e SNSを活用した施設のPR

(イ) 指定管理者は、施設の利用促進を図り、本市が定める基準値を達成するために有効な利用促進策を提案し、実施すること。このほか、指定管理者は、本市に対して条例にある施設の設置目的や「青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画」の目的に照らして実施すべき事業について提案することができる。指定管理者から提案があった事業については、本市と協議の上、実施することとする。

## (2) 自然体験交流センターの使用の許可に関すること

指定管理者は、各施設及び附属設備の使用受付、使用許可、開錠・施錠、使用後の確認等を行う。

### ア 使用の受付時期等

使用許可の申請は、その申請に係る使用を開始する日の6か月（条例で規定する「学校等の団体」が使用する場合は9か月）前から受け付ける。ただし、必要性、公益性を個別審査のうえ、指定管理者において特別の理由があると認めるときは使用を開始する6か月又は9か月より前でも受け付けることができる。なお、次に掲げる場合は、別途調整等の上、使用を開始する9か月より前に受け付けること。

(ア) 広島市立の小・中学校が学校行事の一環として野外活動を実施する場合、利用開始日の前々年度の12月頃から校長会を通して提出される希望日程を踏まえて、前年度5月14日までに利用日を決定する。これを踏まえ、受付時期等を別途校長会と調整を図ること。

(イ) 広島市立以外の小・中学校が学校行事の一環として野外活動を実施する場合、前年度5月15日から受け付けること。

(ウ) 保育園・幼稚園、高等学校、大学、専門学校等が学校行事で使用する場合、利用開始日の1年前から受け付けること。ただし、前年度の5月14日までは受け付けない。

### イ 使用許可の手順等

(ア) 使用申込は原則として先着順とし、使用許可申請書の提出を受け、内容を確認した後に使用許可を行う。また、使用を許可したときは、申請者に許可書を交付する。利用料金は、原則許可の際に徴収し、その際に領収証書を交付する。

(イ) 宿泊室、研修室1～3、体育室、大広場、広場、キャンプ場は、利用料金の徴収及び使用許可が必要である。

- (ウ) 野外炊飯場は、利用料金の徴収は必要無いが使用許可が必要である。
- (エ) プレーパーク、地域交流室、駐車場、食堂等は利用料金及び使用許可は不要である。
- (オ) 使用許可申請書等の使用許可に必要な書類は、指定管理者が作成すること。
- (カ) 次のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用を許可しない。
  - a 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
  - b 自然体験交流センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
  - c 使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
  - d その他管理運営上支障があるとき。
- (キ) 施設及び附属設備は、継続して7日を超えて使用することはできない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

### (3) 自然体験交流センターへの入場の制限（行為の禁止）に関する事

次のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者。
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者。
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者。
- エ その他管理運営上支障があると認められる者。

次に掲げる行為は禁止する。

- ア 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- イ 秩序若しくは風俗を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ウ 所定の場所以外の場所若しくは所定の時間以外の時間において飲酒すること、又は所定の場所以外の場所で火気を使用すること。
- エ その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

### (4) 自然体験交流センターの特別設備（注）の設置の許可に関する事

特別設備の設置許可の申請は、その申請に係る行為を開始する日の6か月（条例で規定する「学校等の団体」が使用する場合は9か月）より前から受け付ける。ただし、必要性、公益性を個別審査のうえ、指定管理者において特別の理由があると認めるときは使用を開始する6か月又は9か月より前でも受け付けることができる。

- ア 特別設備の許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。
- イ 次のいずれかに該当するときは、特別設備の設置を許可しない。
  - (ア) 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井等や敷地内の樹木等を傷つける恐れがあるとき。
  - (イ) 設置しようとする特別設備の形状、大きさ、重量等が施設の構造等に適合していないとき。

(注) 特別設備とは、利用者が別途持ち込む音響機器、照明機器、舞台機器等をいう。

## (5) 自然体験交流センターの施設等の維持管理に関すること

指定管理者は、自然体験交流センターの施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービスの提供が常に円滑に行われるよう、施設及び設備の日常点検、保守及び法定の保守管理業務を行うこと。

施設及び設備の維持管理に必要な業務は、以下に定めるもののほか、別紙1「広島市安佐自然体験交流センターの施設維持管理業務項目（年間）」に定めるとおりとする。

なお、業務の仕様については、これらの内容を基本として、適切な業務計画を作成すること。

また、これらの内容を変更して業務計画を作成する場合には、申請の際に、必ず変更する仕様内容を明記すること。

### ア 施設及び設備の維持管理

- (ア) 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- (イ) 指定管理者は、施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、本市に報告すること。
- (ウ) 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うとともに、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- (エ) 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。
- (オ) 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。
- (カ) 設備の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力、用水、ガス等の需給状況を把握し、適切な運転記録をとること。
- (キ) 設備の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うとともに、エネルギー経費の削減に努めること。

### イ 備品等の保守管理

指定管理者は、本市の所有する物品について、「広島市物品管理規則」（昭和44年広島市規則第64号）及び関係法令に基づき適正に管理すること。

- (ア) 備品
  - a 指定管理者は、本市の備品を施設の運営に支障を来たさないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕等を行うこと。
  - b 本市の備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに本市に報告すること。
  - c 本市の備品は、形状の変更、館外への持ち出し、第三者への貸与及び譲渡をしてはならない。施設内においても、保管場所を移動させた場合は、閉館時には元の場所に戻すこと。ただし、本市の許可を受けた場合は除く。
  - d 備品の管理に当たっては、指定管理者が本市の基準に準じて台帳を作成し、管理する

こと。

- e 指定期間終了時には、備品の現在高を報告すること。指定期間途中において本市が必要と認めた場合も同様とする。このとき、確認ができない備品があった場合は、指定管理者が自己の費用により補てんすること（指定管理料による補てんは認めない。）。

※ 備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるもので、原則として一品の取得価額が5万円以上の物品をいう。

(イ) 消耗品

指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう必要な消耗品を適宜購入する。破損、不具合等が発生したものについては、随時更新等を行う。

(ウ) 厨房器具等

- a 厨房器具や食器等は、衛生面に最大限の注意を払うこと。
- b 食堂で使用する食器は、食器消毒保管庫で保管すること。
- c 野外炊事用具等のように、利用者が活動の中で使用する用具についても、衛生面に最大限の注意を払うこと。

(エ) 備品等の所有権の帰属

本市から貸し付けた備品及び指定管理者が指定管理料で購入した備品等の所有権は、本市に帰属する。また、指定管理者が、自己の費用により購入した備品等の所有権は、指定管理者に帰属する。

## ウ 長期継続契約

現在長期継続契約を締結している物品等（電子複写機、印刷機等、パソコン等、電話交換機等、ファクシミリ、簡易無線機等）のうち、次期指定管理者に引継ぎを義務付けている物品等はない。なお、指定管理者が新たにリース契約を締結する場合には、指定期間の範囲内とすること。

## エ 寝具類の調達

管理宿泊棟の宿泊室及びキャンプ場等に備え付けられた寝具類はない。寝具類はリース物品で対応することを想定しているため、指定管理者が年間使用枚数を見込んで調達すること。

(参考) 過去5年間の使用枚数

区分	寝具等（宿泊棟）	毛布（常設テント）
令和3年度	7,272組	0組
令和4年度	11,473組	10組
令和5年度	12,547組	540組
令和6年度	12,660組	562組
令和7年度	11,329組	521組

※ 常設テントについては、施設更新に合わせて解体・撤去することとしている。

## オ その他の事項

- (ア) 指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、5年間保管し、本市の求めがあったときには確認を受けること。
- (イ) 指定管理者は、施設及び設備の維持管理に係る業務等を再委託する場合には、その業務

名と業務内容を事前に本市に報告し、承認を得ること。

(ウ) 指定管理者は、公用車（別途無償貸与契約を締結）に係る任意保険等の加入を行うこと。

## (6) 利用料金の收受等

### ア 利用料金制の採用

自然体験交流センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の自らの収入とする「利用料金制」を採用する。

### イ 利用料金の設定

指定管理者は、条例及び規則で規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内において、市長の承認を得て、自然体験交流センターの利用料金を設定すること。

### ウ 利用料金の減免・返還

指定管理者は、利用料金の減免・返還について、市長の承認を得て基準を作成すること。なお、減免基準には、以下の減免の対象及び減免額を満たす事項を必ず盛り込むこと。

減免の対象	減免額
学校等の団体が宿泊利用する場合	研修室、体育室、大広場、広場の利用に関する利用料金の全額
原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して利用する場合（介添者を含む）	利用料金の全額
児童福祉施設に入所している者が引率されて利用する場合（引率者を含む）	利用料金の全額

### エ 利用料金収納

利用料金は許可の際に収納すること。ただし、指定管理者において特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

### オ 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

### カ キャッシュレス決済の導入

利用料金の收受に当たっては、指定管理者において決済代行業者と契約を締結の上、キャッシュレス決済を導入すること。導入する決済手段（クレジットカード、電子マネー、QRコード）は、指定申請時の事業者の提案によるものとし、収支計画書は、これらの費用を考慮した上で作成すること。

なお、決済端末を自主事業の対価の支払いに使用することは可能であるが、自主事業に係る運用経費は指定管理者の自主財源により賄うこと。

## (7) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

## (8) その他の業務

ア 使用許可に係る手続きや日常的な施設・設備の運営管理などについて詳細を記載した「管理運営マニュアル」を整備すること。

イ 指定管理者は、施設の使用規程その他管理に関する規定等を定める場合は、本市に報告し、承認を得ること。

ウ 自然体験交流センターの利用者等に対し、自然体験交流センター内の施設・サービス、催事の案内など総合的な案内を行うこと。

## 3 施設の管理に関する基準

### (1) 休所日

年中無休とする。ただし、都合により臨時に休所することがある。

### (2) 開所時間（利用可能時間）

ア 宿泊室 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで

イ 研修室1、研修室2、研修室3、食堂、体育室、大広場、広場及び野外炊飯場 午前9時から午後9時まで

ウ キャンプ場

(ア) 宿泊で使用する場合 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

(イ) 一時利用する場合 午前10時から午後3時まで

エ 地域交流室及びプレーパーク 午前9時から午後5時まで

※ ア～エの開所時間については、あらかじめ市長の承認を得て、開所時間を延長することができる。

### (3) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報保護に関する法律、条例、規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守すること。

## 4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
賃金水準及び物価水準の変動※ <sup>1</sup>	○	
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※ <sup>2</sup>	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※<sup>1</sup> 賃金及び物価スライド制度により対応する。

※<sup>2</sup> 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

## 5 自主事業

### (1) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設の利用促進、利用者の利便向上、地域の活性化等を図ることを目的とした自主事業を行うことができる。

なお、次のア、イに掲げる事業については必ず行うこと。

#### ア 利用者への食事の提供事業

指定管理者は、管理宿泊棟の厨房等を活用して、次に掲げる事項に留意の上、利用者への飲食の提供、利用者自らがキャンプ場や野外炊飯場等を利用して調理するために必要な食材等の提供、その他これらに附帯する業務を実施すること。

##### (ア) 小・中学校等の児童・生徒が野外活動で施設を利用する場合における食事料金の設定

a 広島市立小中高等学校野外活動実施基準における野外活動の経費で実施できるよう設定すること（施設で調理等を行わない弁当等や野外炊飯に係る食材の価格についても同様に設定すること）。

b 食材の調達コストの高騰等のため、食事料金を増額する必要があり、宿泊費・食費・雑費の合計が広島市小中高等学校野外活動実施基準に定める額を超える見込みとなった場合には、事前に本市と協議を行い、承認を得ること。

(参考1) 広島市立小中高等学校野外活動実施基準における野外活動の経費

区分	1泊2日(4食以内)	2泊3日(7食以内)	3泊4日(10食以内)
小・中学校 (宿泊費・食費・雑費)	3,730円以内	6,340円以内	8,950円以内

※ 宿泊費は、現行料金の410円で計上。

※ 雑費は、クラフト代、ファイヤー材料費、ローソク、まき、茶葉代等とする。(ただし、間食代は基準外。)

(参考2) 現行の食事料金—令和8年7月時点

朝食	昼食	夕食	計
550円	680円	750円	1,980円

(参考3) 現行の弁当料金—令和8年7月時点

弁当A	弁当B和風	弁当B洋風	弁当C
500円	650円	650円	700円

※ 野外炊飯の現行メニューは「資料28 野外炊飯メニュー&食材(令和8年度)」を参照。

(イ) その他の留意事項

- a 食事の提供は原則管理宿泊棟の食堂で行うこと。
- b 食中毒を防止するための措置を講じること。
- c 食物アレルギーについては、対象者の有無や、アレルゲンとなる食品、対応内容などについてマニュアルを作成し、利用者(学校等)と連携し確実に対応すること。
- d 廃棄物については適切に分別し、所定の場所に集積する。また、生ゴミの水切りを行うなど、ゴミの軽量に努めること。
- e 食事提供方法(バイキング形式など)は、提案することができる。
- f その他、利用促進や利便向上につながる方策を提案することができる。(例:一般利用者向けのメニュー開発及び食事料金設定、売店の併設等)

イ 指定管理業務で実施する活動プログラムに必要な資材調達・提供(実費の徴収)事業

キャンプファイヤー等の指定管理業務で実施する活動プログラムに必要なまき等の資材の調達を行うとともに実費程度での提供を行うこと。

(参考) 【現在の販売品目(税込)】

区分	価格
台木(丸太)	400円/本
まき	400円/束
灯油	100円/リットル
火おこしセット	210円/式
竹はし、竹とんぼ、ブンブンごま	40円/人
紙飛行機、組み合わせパズル	50円/人
たたき染め、ウッドペンダント	60円/人
焼杉、小枝クラフト	100円/人

## ウ その他施設の利用促進、利用者の利便向上、地域の活性化等を図る事業

上記に掲げるもののほか、指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設の利用促進、利用者の利便向上、地域の活性化等を図ることを目的とした様々な自主事業（例：主催事業以外の自主イベント、自動販売機の設置、印刷サービス）を行うことができることから、これを積極的に提案すること。

（参考 自動販売機の実績（令和7年度）※設置数3台）

単位：円

販売月	4月	5月	6月	7月	8月
販売額	66,740	48,020	80,690	45,510	122,570
販売月	9月	10月	11月	12月	1月
販売額	21,530	171,450	31,570	25,600	13,790
販売月	2月	3月	計		
販売額	13,020	13,200	653,690		

### (2) 経理処理

自主事業は会計を独立させること。

なお、指定管理者が一施設利用者として施設を利用する場合は、当該利用に係る利用料金収入は指定管理業務の会計に、利用料金支払は自主事業の会計にそれぞれ計上すること。

### (3) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収については本市が行う。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

「ア 利用者への食事の提供事業」に関する管理宿泊棟の厨房等の使用に係る目的外使用料及び厨房設備の貸付に係る貸付料は、指定期間中、1億7,401万6千円を想定している（約1,153万7千円/年）。指定管理料の上限額は、これらの目的外使用料及び貸付料を加味して算定している。提案に当たっては、これらの費用は1億7,401万6千円とすること。なお、専有面積や貸し付ける設備の内容等により、これらの額が変更となった場合は、指定管理料を調整する等の措置を講じる。

## 6 職員配置、研修等

### (1) 職員配置

#### ア 配置人員

配置人員は13人を標準とする（実際の配置人員は事業者の提案による。13人の必置を求めるものではない。）。

## イ 専門職員の配置

社会教育に関係のある事業（学校教育、社会教育関係団体、民間教育事業者等の事業等）についての経験が通算3年以上ある者2人以上を必置とする。

- (ア) 多様化、高度化する利用者ニーズに的確に応え、こども及び若者の健全育成を推進していくため、青少年教育や青少年の健全育成に関する識見と経験を有し、青少年団体等からの相談に対しても親身になって対応できるとともに、青少年の学校外生活に関して適切な指導のできる者とする。
- (イ) 事業に関する専門的な知識及び技術を有し、青少年のニーズを的確に把握できるとともに、本市の青少年教育の施策にも精通している者とする。

## ウ 防火管理者の配置

管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

## エ 留意事項

- (ア) 指定管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、指定管理業務を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (イ) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。
- (ウ) 交代勤務を要することから、職員交代時にはミーティングを行うなど、職員間の連絡調整を密にすること。また、勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。
- (エ) 自然体験交流センターの管理運営に当たり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。
- (オ) その他
  - a 午前8時30分～午後5時15分までは、事務室に最低1名以上は、施設の使用に関する問い合わせや使用許可の受付を行うことができる職員を配置すること。受付を行う職員は、条例、規則等の内容を熟知し、的確に受付事務を行うことができる者とする。
  - b 宿泊利用がある場合には、最低1名以上の職員が宿直業務に従事すること。当該宿直業務の再委託はできないこととする。ただし、宿直従事職員は常勤であるか否かを問わない。
  - c 宿泊利用がない場合には、緊急時の対応等を考慮し、夜間においても最低1名以上の人員を配置すること。ただし、人員を配置せず、機械警備のみの対応も可とする。人員を配置する場合は、警備業務の再委託は可とする。
  - d 開所遅延防止等への適切な対応を講ずること。
  - e 所長が業務に従事しない時間帯にあっては、不測の事態や災害等に迅速かつ的確に対応ができる職員を配置すること。

- f 担当者が不在の場合にも、他の職員がフォローできるような体制を整えること。
- g 季節等による施設利用者数の変動を考慮した適切な配置人員及び勤務ローテーションを計画すること。

## (2) 研修等

- ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心掛けること。
- イ 職員の資質の向上を図るため、積極的に研修の機会を設けるとともに、事業の実施や施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
  - (ア) 職員に対し、施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修等を実施すること。
  - (イ) 緊急時の対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
  - (ウ) 事故が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。
  - (エ) 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

# 7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

## (1) 業務実施状況の報告

- ア 指定管理者は、毎月の業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。
- イ 指定管理者は、事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに本市に提出し、承認を得ること。
- ウ 収支決算書及び利用状況は、各施設の内訳が明確に分かるように作成すること。

## (2) 利用者のニーズや満足度等を把握するための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズや満足度等を把握するためのアンケート調査等を実施すること。特に小・中学校の野外活動については1件（校）ごとに必ずアンケート調査等を実施すること。また、その結果を施設の管理運営等の事業の改善に反映するよう努めること。

## (3) 自己評価の実施

指定管理者は、適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、又は上記(2)のアンケート調査の結果等を活用し、自己評価を行うこと。

## (4) 関係機関・団体との連絡調整及び協力

- ア 本市が出席を要請した会議等に参加するとともに、本市その他行政機関等からの各種調査等に対して、誠実に対応すること。
- イ 本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

## (5) 苦情等への対応

指定管理業務について寄せられた苦情等については、迅速かつ誠実に対応すること。また、その内容や対応状況を本市へ報告すること。

## (6) 各種マニュアル等の整備

- ア 使用許可に関する手続や日常的な施設及び附属設備の管理運営の手順、利用者の安全対策、施設内で事故等が発生した場合における緊急時の対応などについて記載したマニュアルを整備すること。なお、現行の管理運営者が整備している事案ごとのマニュアルと同じ区分でのマニュアルの整備を必須とし、その他必要なマニュアルを整備すること。
- イ 指定管理者は、施設の使用規程その他管理に関する規程等を定める場合は、本市に報告し、承認を得ること。

## (7) 施設見学者等への対応

電話での問い合わせや施設見学者等について、適切な対応をすること。

# 8 業務実施状況の確認・評価

## (1) モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別紙2「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況の評価し、市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

## (2) 業務の基準を満たしていない場合の措置

業務実施状況の評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

## (3) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別紙2「指定管理者の業務実施状況の評価について」に基づく業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況評価の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度までとする。

# 9 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

# 10 その他

## (1) 指定期間の前に行う業務

指定期間の前に、以下の業務を実施する。

なお、以下のアからキの業務の実施に要する事業者の人件費等の経費は、事業者が負担することとし、オ、カの業務については、別途、市と事業者との間で委託契約を締結する。

また、本業務委託に係る歳入歳出予算（当初予算）が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続きを延期又は中止する。この場合、事業者の損害は補填し

ない。

- ア 配置する職員等の確保、職員研修（活動プログラムの引継ぎ含む）
- イ 業務等に関する各種マニュアルの作成、協議
- ウ 備品等に関する調整（本件施設及び備品の取扱いに対する習熟）
- エ 現行の管理運営者からの業務引継ぎ
- オ ホームページの作成
- カ 使用申請の受付等（令和10年12月～）
- キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (2) 指定管理業務期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく自然体験交流センターの業務を遂行できるよう業務内容等の引継を行う。

- ア 引継期間 令和27年1月中旬～令和27年3月31日
- イ 引継業務 業務内容、使用許可等
- ウ 当該引継に要する指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

## (3) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態発生時には的確に対応すること。

イ 災害時等の避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら適切に対応すること。指定管理者の役割は概ね次のとおりである。

- (ア) 施設の開錠・施錠
- (イ) 施設使用についての指示（使用可能箇所及び使用可能備品等の提示）
- (ウ) 各種設備の使用方法等の指導等
- (エ) 施設の使用調整（既に使用申請があるものへの対応）

## (4) 保険への加入

指定管理者は「広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業 入札説明書」及び本指定管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等（施設総合保険等）に加入すること。なお、火災保険については本市が加入する。

(参考) 令和7年度

名 称	契約内容（補償額）			
施設所有者賠償責任保険	○対人補償	1事故につき	限度額	5億円
		1名につき	限度額	5千万円
	○対物補償	1事故につき	限度額	5百万円

## (5) 監査

本市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

## (6) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

## (7) 自然体験交流センターの命名権に関する事項

自然体験交流センターについて、供用開始までに命名権の取得者を公募し、呼称を定めることを想定している。各種広報を行う際には、命名権により定められた呼称を使用するなど適切に対応すること。なお、命名権を設定する場合は、命名権取得者が命名権に係るサインの計画や設置・修繕など必要な費用を負担する。

## (8) 本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）の推進

ア 申請時及び指定期間中の取組状況は、上記8(1)の市議会に報告する業務実施状況の評価に併せて公表する。

イ 指定管理者は、業務実施報告（月例報告）等により本市が推進する行政施策に係る取組状況（加点減点項目の取組状況）を報告し、申請時に提示した内容を原則下回らないようにするほか、指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

ウ 指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。申請時（申請日が属する年度の6月1日時点）に達成していない場合又は指定期間開始後に法定雇用障害者数が未達成となった場合は、障害者雇用計画書を作成して本市に提出するとともに、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

エ 障害者雇用計画書の終期までに法定雇用障害者数を達成できなかった場合は、理由及び今後の対応策を記載した次期の障害者雇用計画書（2年を限度とする。）を本市に提出し、承認を得ること。

オ 指定管理者がジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体がその他の構成団体に対し、本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）を推進するよう働きかけること。また、指定管理者が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の場合は、事業協同組合等が本事業に参画する組合員等に対し、同取組を推進するよう働きかけること。なお、当該者に係る取組状況は、代表団体等と同様に市議会へ報告した上で公表するため、業務実施報告（月例報告）等により報告すること。

## (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

## (10) 租税について

指定管理者は、国税、県税及び市税の納税義務者となる場合があるため、必要に応じて、それぞれの課税義務を所管する税務官公署に確認の上、適切に対応すること。

なお、事業所税については、事業費のおおむね5割以上を利用料金収入で賄う場合、指定管理者が施設の事業主体となるため、指定管理者の負担とする。

**(1) 業務内容等に疑義が生じた場合の措置**

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、本市と指定管理者でその都度協議するものとする。

## 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

## 1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第 6 条及び第 7 条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

## 2 定義

## (1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

## (2) 暴力団員

法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

## (3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成 2 2 年広島県条例第 3 7 号）第 1 9 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

## (4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等(後記(5)参照)に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。(食品衛生法に基づく営業許可等)

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。(各種奨学金制度、医療費助成等)

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えら

れることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(ア) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

**【規定例 1 - (2)】**

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成 2 2 年広島県条例第 3 7 号）第 1 9 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
  - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記 2 の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
  - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
  - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
  - (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

**【規定例 2】**

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備
- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
  - ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。

- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

#### イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

##### (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

##### 【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

##### 【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

##### (イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

##### 【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

##### (ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓

約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を經由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不

許可・不承認とする。(申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。)

- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

#### エ 申請窓口における周知等

- (ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。(必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。)

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

#### 6 警察本部への照会等

(略)

#### 7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

#### 8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

#### 9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和4年4月1日から施行する。

(別添) (略)

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

## (従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

## (取得の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

## (目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

## (再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

## (再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

## (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

## (安全管理措置)

第10 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第17 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第18 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

## 広島市安佐自然体験交流センターの施設維持管理業務項目(年間)

- ・下表の施設維持管理業務を実施すること。なお、下表以外の業務であっても、法令等により実施が義務付けられているものについては、必ず提案に含めること。また、必要と認められるその他の業務についても、提案することができるものとする。
- ・法令等で仕様・回数等が定められている場合は、これを遵守するとともに、施設及び設備等の機能と環境を良好に維持し、サービスの提供が常に円滑に行われること、利用者が安全に利用できることを前提に、事業者において仕様及び回数を決定すること（下表内の「主な仕様」、「回数」は現施設において実施している内容であり、参考として記載しているものである。なお、下表内の「中央監視装置保守点検業務」、「エレベーター設備保守点検業務」、「建築物環境衛生管理業務」については、現施設で未実施のため、「主な仕様」、「回数」は「-」としている。）。

施設維持管理業務	主な仕様	回数
清掃	施設内及び構内を清潔な状態に保ち、施設の衛生上の維持管理を図ることを目的として、①日常清掃、②宿泊室清掃、③定期清掃（ガラス清掃など）等の業務を行う。 ①③においては現在の清掃業務仕様書を参考として、清掃業務一覧表を作成の上、業務にあたるものとする。 なお、臨時に休所する場合等、閉鎖期間がある場合は、右記回数はその限りでない。	①②毎日 ③随時
警備	開所日は夜間警備を行い、休所日は昼夜間警備を行う。また、非常事態の際には、適切な処置を講ずるとともに、関係機関への通報等を行う。 なお、機械警備とする場合はこの限りではない。	常時
厨房廃棄物等の処理及び厨房内・設備の清掃	①食事提供により食堂及び厨房内で等で生じる廃棄物・ゴミ等の適切な処理を行う（収集運搬も含む）とともに、②食堂及び厨房内の清掃と厨房設備の清掃・管理を行い、機能の維持を図る。	①営業日ごと ②随時
電気・冷暖房設備等の運転及び保守管理等	電気・冷暖房設備等の運転及び保守管理に係る各業務を行う。 ①自家用電気工作物及び負荷設備の運転及び保守管理 ②冷暖房設備等の運転及び保守管理 ③衛生給排水設備の保守管理 ④空気環境測定 ⑤飲料水貯水槽の清掃及び水質検査 ⑥ねずみ・こん虫等防除 ⑦ボイラー点検整備業務 ⑧大浴場の浴槽水水質検査業務	①保安規定に定める必要数 ②③常時 ④年6回以上 ⑤清掃：年1回以上 検査：年2回以上 ⑥⑦年2回 ⑧年1回
冷暖房機保守点検	冷暖房機の性能の維持を確保することを目的として、冷暖房機の保守点検業務を行う。	年4回以上
温水ボイラー・貯湯槽清掃及び保守点検	温水ボイラーの性能の維持を確保することを目的として、ボイラー室に設置されている温水ボイラー（浴室及びシャワー室の給湯用）の清掃及び保守点検を行い、防錆剤を投入する。また、レジオネラ属菌の発生防止対策として、貯湯槽の清掃及び保守点検を行う。	年1回以上

施設維持管理業務	主な仕様	回数
消防用設備等保守点検	消防法第17条の3の3に基づき、施設の消防用設備等の点検（①機器点検（6か月点検）、②機器点検・総合点検（1年点検））等に関する業務を行う。	①年2回以上 ②年1回以上
貯水タンク・専用水道施設等維持管理業務	水道法の規定に基づき、貯水タンク及び専用水道施設等（地下埋設配管含む）において、毎日検査、定期検査、法定点検等を行い、施設内での上水供給に必要な施設の維持管理を行う。	法定点検：年1回以上
汚水処理施設清掃及び保守点検等	浄化槽法等の規定に基づき、汚水処理施設の維持管理に関する業務（①清掃、②保守点検、③水質検査、④法定検査）を行う。	①②③適宜 ④年1回以上
エレベーター及び小荷物専用昇降機保守点検	建築基準法の規定に基づき、エレベーター及び小荷物専用昇降機等の円滑で経済的な運転、事故の未然防止及び機能の低下防止を図るため、①定期点検及び定期整備を行うとともに、②建築基準法に規定する昇降機の定期検査を行う。	①月1回以上 ②年1回以上
特定建築物及び建築設備の法定点検	建築基準法第12条の規定に基づき、①建築物、②昇降機以外の建築設備、③防火設備について、定期的に損傷、腐食その他の劣化状況の点検を行う。 【対象施設】 管理宿泊棟、キャンプ場（野外炊飯場、屋外トイレ、器具庫等）、こども開拓村（農園事務所、小屋、屋外トイレ等）、広場等（屋外トイレ等）、排水施設等	①3年に1回以上 ②③年1回以上
プレーパーク、大型遊具等	（社）日本公園施設業協会が策定した基準に基づき①日常点検及び②定期点検を行う。	①毎日又は適宜 ②年2回以上
農園等維持管理業務	こども開拓村において、体験用に農作物を栽培する農園の管理及び農作物の栽培を必要に応じて適宜行うこと。また、家畜を飼育する場合は、飼育する家畜の世話や家畜小屋の清掃や維持管理について、必要に応じて適宜行うこと。	適宜
一般廃棄物収集運搬処理	施設から排出する厨芥等をそれぞれ収集し、搬出処理する。	週2回程度
秘密文書回収運搬等	施設から秘密文書を回収させ、製紙原料としてリサイクルできるよう製紙業者に搬入する。	随時
中央監視装置保守点検業務	-	-
エレベーター設備保守点検業務	-	-
建築物環境衛生管理業務	-	-

施設維持管理業務	主な仕様	回数
敷地内美観維持業務	<p>①敷地内の側溝に堆積した土砂等の除却作業、敷地内の樹木の落葉等に伴う清掃作業及び焼却作業、②敷地内の中低木の樹木剪定及び除草、③敷地内の一部樹木の透かしせん定及び樹木診断等の各業務を行う。なお、業務の実施範囲・内容・回数については事業者提案とする。業務量については、現行の管理運営者の人員実績を参考に設定すること。</p> <p>&lt;参考：実施実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草樹木等維持管理業務：R5年度委託額2,739千円</li> <li>・危険木・支障木伐採業務：R5年4回実施（委託額：1,749千円）</li> <li>・臨時職員3名（延べ180～200日勤務）</li> </ul> <p>※除草、剪定、危険木伐採等作業を実施</p>	①②③適宜

## 指定管理者の業務実施状況の評価について

### 1 評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

### 2 対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、9月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

### 3 評価方法等

(1) 指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の3項目について優れている順にs～dの評価を行う。

- ① 業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）
- ② 施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）
- ③ 利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）

なお、利用者数を把握するのが困難な施設、障害者施設のように基準値を設定し利用促進をすることがなじまない施設においては、①及び③の2項目で評価を行う。

(2) これら3項目の評価を踏まえ、全体の評価としてS～Dの5段階評価を行う。

(3) 低評価（評価がC又はD）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

#### 4 評価項目等

##### <評価項目>

項目	評価方法
(業務の実施状況)	
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ 事業の実施状況	○、×
ウ 維持管理業務等の実施状況	○、×
(2) 指定管理料等の収支状況	○、×
(3) その他	
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ 個人情報保護への対応状況	○、×
ウ 情報公開の実施状況	○、×
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ 苦情・要望への対応状況	○、×
カ 配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ 自己評価の実施状況	○、×
① 業務の実施状況	s、a、b、c、d
② 施設の利用状況	s、a、b、c、d
③ 利用者の満足度	s、a、b、c、d

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

下記の評価基準により評価

##### <評価基準>

項目	評価	基準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	4点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	2点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	0点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されていると認められない場合	▲2点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されていると認められない場合	▲4点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の100%以上の場合	4点
	a	利用者数の実績が基準値の95%以上100%未満の場合	2点
	b	利用者数の実績が基準値の90%以上95%未満の場合	0点
	c	利用者数の実績が基準値の85%以上90%未満の場合	▲2点
	d	利用者数の実績が基準値の85%未満の場合	▲4点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が8割以上の場合	4点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が7割以上8割未満の場合	2点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	0点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が3割以上5割未満の場合	▲2点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が5割以上の場合	▲4点

※ 基準値とは、施設の利用状況の評価に当たり、選定時に本市が求める水準として示しているもの。

※ 災害・施設改修など指定管理者の責めによらない事由により施設を休・閉館した場合には、利用者数等の実績は休・閉館した日数を考慮して補正した数値とする。

##### <評価>

[3項目で評価する場合]

評価	合計得点	備考
S (良好)	12点	
A (おおむね良好)	8, 10点	
B (普通)	2, 4, 6点	
C (改善を要する)	▲4, ▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲6点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

[2項目で評価する場合]

評価	合計得点	備考
S (良好)	8点	
A (おおむね良好)	6点	
B (普通)	2, 4点	
C (改善を要する)	▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲4点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。